

地震保険の改定内容

<損害区分の細分化> 政府の地震保険制度に関するプロジェクトチームフォローアップ会合の提言を踏まえ、損害区分間の保険金支払割合の格差を縮小させるとともに、より損害の実態に照らした損害区分とするもの。	改定前	改定後																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>お支払いする保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全損</td> <td>地震保険金額の100%(時価が限度)</td> </tr> <tr> <td>半損</td> <td>地震保険金額の50%(時価の50%が限度)</td> </tr> <tr> <td>一部損</td> <td>地震保険金額の5%(時価の5%が限度)</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	お支払いする保険金	全損	地震保険金額の100%(時価が限度)	半損	地震保険金額の50%(時価の50%が限度)	一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>お支払いする保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全損</td> <td>地震保険金額の100%(時価が限度)</td> </tr> <tr> <td>大半損</td> <td>地震保険金額の60%(時価の60%が限度)</td> </tr> <tr> <td>小半損</td> <td>地震保険金額の30%(時価の30%が限度)</td> </tr> <tr> <td>一部損</td> <td>地震保険金額の5%(時価の5%が限度)</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	お支払いする保険金	全損	地震保険金額の100%(時価が限度)	大半損	地震保険金額の60%(時価の60%が限度)	小半損	地震保険金額の30%(時価の30%が限度)	一部損
損害の程度	お支払いする保険金																		
全損	地震保険金額の100%(時価が限度)																		
半損	地震保険金額の50%(時価の50%が限度)																		
一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)																		
損害の程度	お支払いする保険金																		
全損	地震保険金額の100%(時価が限度)																		
大半損	地震保険金額の60%(時価の60%が限度)																		
小半損	地震保険金額の30%(時価の30%が限度)																		
一部損	地震保険金額の5%(時価の5%が限度)																		
※2017年1月1日始期以降の契約に適用されるため、それ以外の契約については、従来の損害区分が適用される点に留意が必要。																			
<保険料率の改定> 政府の地震調査研究推進本部が作成する「確率論的地震動予測地図」の震源モデル見直しを反映した保険料率の改定。	・全国平均で+5.1%の引き上げ (+19.0%の引き上げが必要なところ、3段階に分けて引上げを実施) ※2回目以降の料率見直しは、新たな震源モデルの更新をはじめとする今後の各種データの見直しなどの影響を踏まえ行われる(現時点で未定)。																		

地震リスク・地震保険の理解促進に向けた取組み

地震保険制度創設50周年記念フォーラム（2016年9月5日開催）を契機に、業界を挙げて加入促進・理解促進への取組みを強化



<代理店向けの取組み>
 地域毎の地震リスクの特徴や地震保険の必要性など、代理店の情報発信力を強化するためのセミナーを、全国約30箇所で開催（2016年9月～2017年3月）



<消費者向けの取組み>

- ・地震保険特設サイト開設
- ・マス媒体での広報（テレビCM、新聞広告等）



- ・地震保険の概要や地震リスク等に関するショートムービーを公開



迅速な保険金支払いに向けて

◆モバイル端末を利用した損害査定の拡大

- ・研修会を実施する等により、各社での利用拡大を推進する。



◆損害状況申告方式の対象拡大

- ・大規模地震時のオプションである、損害状況申告方式（立会調査を省略して損害認定を可能とする方式）について、全ての建物と生活用動産を対象にするとともに大半損までの損害認定を可能とした。

※これまでは、木造建物と生活用動産を対象に、半損までの損害認定が可能であった。

◆地震等発生時における協会・地震保険行動基本計画等の見直し

- ・東日本大震災、熊本地震での経験を踏まえ、損保協会および会員各社がより迅速かつ円滑な対応が出来るよう見直し。